
AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2026年6月24日

国務院による対外投資に関する規定

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・国務院による対外投資に関する規定 ←今号の注目法令
- ・企業国有資産法(改正草案)
- ・薬品、医療機器、保健食品、特殊医学用途調整食品広告審査管理弁法(意見募集稿)
- ・データ安全技術 小規模個人情報取扱者向け個人情報保護ガイドライン(意見募集稿) ←今号の注目法令

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただきます。

◆グレートチャイナセミナーが次のとおり開催されました。

第 45 回(中国メインランド)

日時:2026 年 3 月 19 日(木)

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方ー‘内卷’時代のコンプライアンス最前線」

講師:スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関 麻帆

：シニア・アソシエイト弁護士 朱 迪

第 46 回(中国メインランド)

日時:2026 年 5 月 21 日(木)

「中国広告規制の最新動向と実務対応 ～インターネット広告・ステマ規制と KOL マーケティングの留意点～」

講師:パートナー弁護士 若林 耕

第 47 回(中国メインランド)

日時:2026 年 6 月 18 日(木)

「中国への様々な営業秘密の漏洩事案の紹介と分析 ～経済安全保障的視点と企業目線～」

講師:パートナー弁護士 中川 裕茂

II. 中国法令アップデート(主に 2026 年 5 月 1 日～5 月 31 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令は、「**国務院による対外投資に関する規定**」である。本規定は、中国企業による対外投資(ODI)を体系的に規律する初めての国務院レベルの行政法規であり、従来分散していた認可・届出、情報報告、外貨管理等の制度を統一的な枠組みの下で整理するものである。中国企業による日本企業の買収や JV 設立等も対象となり得るため、中国側で必要となる手続や国家安全審査の動向を把握するうえで重要な法令である。

もう一つの注目法令は、意見募集稿段階であるが「**データ安全技術小規模個人情報取扱者向け個人情報保護ガイドライン(意見募集稿)**」である。本ガイドラインは、2026 年 4 月公表の「小規模個人情報取扱者における個人情報保護の簡素化措置に関する規定(草案)」を補完するものであり、小規模事業者が講ずべき個人情報保護措置を具体化している。推奨性国家標準ではあるものの、社内規程のひな型やチェックリスト等も示されており、小規模事業者における個人情報保護コンプライアンスの実務指針として活用されることが期待される。

弊事務所では「国務院による対外投資に関する規定」および「データ安全技術小規模個人情報取扱者向け個人情報保護ガイドライン(意見募集稿)」の全訳を作成しているので、ご入り用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<憲法・行政法>

国務院による対外投資に関する規定

[ポイント] 近年、中国企業による対外投資(「ODI」と呼ばれる。)が拡大し、投資形態も複雑化している。対外投資については、従来は、異なる主管当局(国家発展改革委員会、商務部、外貨管理局)の部門規則のレベルで、分散的に管理される体系となっており、統一的な上位法に欠ける点が問題視されていた。

全 34 条で構成される本規定は、対外投資を体系的に規律する初めての国務院レベルの行政法規であり、対外投資の促進、管理及び保護を横断的に定めるものである。日本企業との関係では、中国企業の日本投資案件(JV 設立、日本企業買収等)も本規定の対象になるところ、中国の投資者においてどのような対外投資に関する手続・管理を求められるかは、投資スキームやスケジュール等に大きく影響することもあるため、日本側としてもある程度理解しておく必要性が高い。

1. 適用対象

本規定は、中国本土内の投資者による対外投資に適用される(2 条)。「対外投資」は、資産・権益の投入又は融資・担保の提供等により、直接又は間接に国外の企業・資産等の所有権、支配権、経営管理権その他の関連権益を取得する活動と定義されており(同条)、比較的広い概念が採用されている。従来の対外投資規制制度においては、中国本土内の投資者は主として企業が対象とされていたが、本規定では個人も明示的に対象にされている点が注目である。

さらに、香港・マカオ・台湾への投資についても、本規定を参照するものとされている(32 条)。

2. 対外投資等に対する規制

投資者は、対外投資にあたって、認可・届出、情報報告、越境資金登記等の手続が必要な場合には、国の関連規定に従って処理し、関連資料を提出する必要がある(12 条)。具体的には、発展改革委員会での手続、商務部での手続、外貨登記等の従前のとおりの手続が引き続き必要となる。

また、本規定は、国家が輸出を制限する貨物、技術、サービス及び関連データを許可なく輸出・使用することを禁止しているところ、技術者の越境派遣、人員の国外勤務、技術指導の越境提供、越境研修等による技術・データ移

転も規制対象としている(13条)。そのため、対外投資において中国本土の拠点から海外拠点に対し、製造ノウハウ、技術資料、業務データ等が提供される場面においては、その対象が輸出・移転を制限されていないか事前に確認する必要がある。

さらに、本規定全体を通じて、国家安全審査の色が強まっている。例えば、国家安全に影響し、又は影響する可能性のある対外投資及び関連資産・権益等の譲渡・処分について「安全審査」を行うとしている(15条)。おそらく半導体、AI、データ等の分野では、対外投資に対する審査・管理はさらに強化される可能性がある。

3. 対外投資等に対する保護

本規定は、対外投資等に対する規制のみならず、中国企業の保護についても定めている点も注目される。具体的には、國務院の関係部門は、対外投資に関するモニタリングを強化し、関連国の安全状況を適時に公表し、投資リスクを注意喚起するとされている(18条)。また、他国による差別的措置(制裁)等に対し、中国政府又は関連部門が対抗措置を講じることができる旨も規定されており(24条)、中国企業の海外での権益保護を制度的に強化しようとする姿勢がうかがわれる。

4. 罰則等

投資者が禁止されている対外投資を行った場合には、投資活動の停止、株式・資産の処分、違法所得の没収に加え、投資額の0.5%以上1%以下の過料が科され得るほか、責任者に対して5万元以上10万元以下の過料が科され得る(27条)。また、認可・届出手続を履行しなかった場合や賄賂・欺瞞等の不正手段により認可・届出を取得した場合についても、投資活動の停止、株式・資産の処分、違法所得の没収、過料(投資額の0.1%以上0.5%以下)等が定められている(同条)。

[原文] 国务院关于对外投资的规定 (中华人民共和国国务院令 第837号)

[公布/公表機関] 國務院 (国务院)

2026年5月5日公布、2026年7月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 伊藤 誠悟

草案・意見募集稿等

企業国有資産法(改正草案)

[ポイント] 企業国有資産法とは、2008年に制定された法律で、国有企業の資産を誰がどのように管理し、処分し、監督するかを定める基本法である。中国では改革開放以降、国有企業の民営化等が進む過程で国有資産の不当廉売・流出が大きな問題となった背景を受けて制定された。国有資産管理においては、実務上今でも責任分担の不明確さや監督の実効不足といった課題が指摘される。今回の改正では、国有資産の流出防止、経営効率の向上、監督の実効性強化を図ることが狙いとされている。企業国有資産法改正草案は、2026年4月27日に第14期全国人民代表大会常務委員会第22回会議で初めて審議された。今回の改正は広範囲に及び、71条を改正し、32条を新設して、全9章109条の構成となっている。

1. 企業分類の新設

企業分類を新設した。管理上、国有企業を一律に扱うのではなく、「企業の機能と役割に応じて分類管理を実施する」とし、機能類、公益類、商業類の三類に区分したうえで、それぞれに応じた監督・評価を行うことを明確にしている。機能類企業(電力、電信等)については国家戦略の遂行や重要機能の保障を重視し、公益類企業(公共交通、ガス、給水等)については公共サービスとしての保障能力と社会的効果を重視し、商業類企業(その他の事業)については資本収益力と市場競争力を重視するとされている。こうした分類により、国有企業に対する監督をより実態に即した形で行うことを目指す。

2. 海外国有資産に対する監督強化

海外国有資産(海外企業への出資持分、海外ファンド持分、海外不動産等)に対する監督強化もポイントである。海外投資や海外子会社の経営が拡大する中で、国有資産の安全を確保するための重要な措置と位置付けられる。改正草案では、本土外における国有資産の運用・投資・資産保全について、より明確な監督ルールを設け、違法または不適切な投資、透明を欠く取引、現地法令違反などのリスクを防ぐことが重視されている。

3. ガバナンス強化

改正草案は、国有資本によるガバナンス強化のため、国家出資企業に対する董事(取締役)の派遣・指名制度を明確化するとともに、当該董事の独立した職務遂行を保障することとしている。

また、管理者が十分な情報に基づき、企業利益のために合理的な経営判断を行った結果として損失が生じた場合には、原則として責任を追及しない「尽職免責制度」を整備することとしている。これは日本法上の経営判断原則に類似する制度といえる。

4. サプライチェーン管理の強化

改正草案は、調達、外注、物流等を含むサプライチェーン管理の強化を打ち出している。調達の透明化や契約管理の適正化を通じて不正や供給リスクの低減を図るとともに、重要物資や基幹サービスの安定供給を確保する観点から、サプライチェーン全体の管理強化を求めている。

[原文] 企业国有资产法（修订草案）

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会（全国人大常委会）

(意見募集期間:2026年4月30日～2026年5月29日)

執筆担当:北京オフィス顧問 李加弟

薬品、医療機器、保健食品、特殊医学用途調整食品広告審査管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、薬品、医療機器、保健食品及び特殊医学用途調製食品の広告について、事前審査の手続や広告表示ルール等を定める「薬品、医療機器、保健食品、特殊医学用途調製食品広告審査管理暫定弁法」の改正案である。近年のライブ配信やショート動画等を利用した広告の増加を踏まえ、広告規制及び監督管理の強化を図る内容となっている。

主な改正ポイントは以下のとおりである。

1. 広告内容に対する規制の強化

広告内容は従来どおり説明書や登録証書等の法定文書と一致しなければならない。さらに改正案では、法定文書に記載のない理論や見解等を広告に記載することを禁止し、広告表現に対する規制を強化している。

2. インターネット広告に対する監督管理の強化

ライブ配信、ショート動画、セルフメディア等を利用した広告についても広告審査に関する規制を適用することを明確化し、インターネットを利用した規制逃れを防止する方針を示している。

3. 広告審査手続の合理化

広告内容の実質的な変更を伴わない一定の修正については再審査を不要とするほか、自社販売ページにおける商品名称、価格、規格等の客観的な情報表示については広告審査の対象外であることを明確化し、企業の実務負担の軽減を図っている。

[原文] 药品、医疗器械、保健食品、特殊医学用途配方食品广告审查管理办法（征求意见稿）

[公布／公表機関] 市場監督管理総局（国家市场监督管理总局）

(意見募集期間:2026年5月15日～2026年6月15日)

執筆担当:北京オフィス顧問 李彬

データ安全技术 小規模個人情報取扱者向け個人情報保護ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 2026年4月3日に公表された「小規模個人情報取扱者における個人情報保護の簡素化措置に関する規定(草案)」(以下「本草案」という。)は、飲食店、美容室、インターネットプラットフォーム内の出店者等、取り扱う個人情報の範囲や利用場面が限定的な「小規模個人情報取扱者」を対象としている。本草案は、これらの事業者について、プライバシーポリシーの告知事項の簡素化、告知・同意手続の簡略化、個人情報保護影響評価及びコンプライアンス監査の負担軽減等の措置を定めるものである(本草案の内容については、[China Legal Update 2026年4月28日\(第545号\)](#)を参照されたい。)

本ガイドラインは、本草案とセットで参照されるガイドラインと位置付けられるものであり、実務上取り得る技術手段及び管理措置の内容を具体化するものである。強制力を有しない推奨性国家標準ではあるものの、中国拠点のコンプライアンス体制の土台、又は現状の社内体制に対する評価基準として、幅広く利用され得るものと思われる。中国では個人

情報保護法は施行されたものの、小規模個人情報取扱者に該当するような中小企業に対する例外措置がなかったため、企業のコンプライアンス対応上、実務上の支障となっていた。本ガイドラインの内容を適切に履践すれば、法的義務を果たしていると評価され得るため、制度面の負担軽減が期待される。

本ガイドラインの概要は以下のとおりである。

1. 定義

本草案の規定を踏襲し、10万人未満の個人情報を取り扱う事業者を小規模個人情報取扱者と定義する(3.1条)。

2. 実施枠組

個人情報の保護措置について、(1)小規模個人情報取扱者の該当判定、(2)越境移転及び機微な個人情報の取扱の有無、(3)個人情報の取扱方法に応じた安全保護措置の実施、(4)セキュリティインシデント発生時の対応措置、という4段階の実施の枠組を設定している。また、典型的な事業形態(クリニック、不動産管理業者、インターネットプラットフォーム内の個人出店者等)について、具体的な保護措置を推奨する(5.3条及び付録A、B)。

3. 技術手段

本草案及びその他の既存法令等に基づき、個人情報ライフサイクルの各段階(収集、保存、使用・加工、送信・移転、委託処理・提供・公開、削除等)、及び法的負担の高い取扱活動(機微な個人情報の取扱、個人情報の越境移転)について、推奨される技術手段の詳細を列挙する(6条)。

4. 管理措置

小規模個人情報取扱者に対して、個人情報の取扱に必要な保護措置、人員管理、個人情報影響評価、コンプライアンス監査、セキュリティインシデント対応、個人情報主体の権利保障等を定める社内管理制度の策定及び公布を推奨する(7条)。また、社内管理制度のひな型(付録C)、個人情報影響評価で利用するチェックリスト(付録D)、セキュリティインシデントが発生した際の報告及び告知内容のひな型を提供し、実務上の利便性を図る。

[原文] [数据安全技術 小型个人信息处理者个人信息保护指南 \(征求意见稿\)](#)

[公布/公表機関] 全国ネットワーク安全標準化技術委員会 (全国网络安全标准化技术委员会)

(意見募集期間:2026年4月30日~2026年6月29日)

執筆担当:中国弁護士 朱迪

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。